

発行 福生市
〒197 東京都福生市本町 5
編集 企画財政部企画調整課
市役所の代表電話番号
☎ 0425-51-1511

市の人口と世帯
(平成 3 年 4 月 1 日現在)

人 口	59,269人
男	30,106人
女	29,163人
世帯数	22,947

福祉の新しい事業が はじまりました

4月1日から高齢者及び障害者福祉の充実を図るため、新たに三つの事業を開始いたしました。

それぞれ該当される方は、担当課窓口へ申請してください。

老人性白内障

人工水晶体等

費用助成事業

老人性白内障の方で人工水晶体移植手術等により視力の回復が可能な方に対し、手術に際して必要とする人工水晶体、特殊眼鏡、コンタクトレンズの費用の全部または一部を助成いたします。

- 一 市内に住所を有する65歳以上の方
- 二 その方の属する世帯の生計中心者の市民税が非課税であること
- 三 法令等により人工水晶体等

の給付または費用の支給を受けることができない方

助成の内容

- ・人工水晶体 一眼につき 35,000円
- ・特殊眼鏡 一对につき 30,000円
- ・コンタクトレンズ 一眼につき 12,000円

※所定の申請書及び証明書等の書類を添えて申請してください

申込み・問合せ 厚生課厚生係

(☎51-1511内線313・314)へ。

ねたきり老人

おむつ等助成事業

身体上または精神上の障害のため、長期にわたり寝たきりの老人におむつ等の一部を助成いたします。

対象者 市内に住所を有する65歳以上



身体障害者手帳等の 交付にかか る診断書料助成事業

診断書料助成事業

の常時ねたきりの状態またはこれに準ずる状態にあって、その状態が6か月以上継続し、なお継続すると認められる方。

ただし、老人福祉施設に入所しているときは、対象者から除かれます。

助成の内容

- 一 紙おむつ 一人一日につき 5枚以内
 - 二 布おむつ 一人一日につき 5枚以内(貸与)
 - 三 おむつカバー 一人につき 年1枚
- 申込み・問合せ 福祉事務所福祉第二係(☎51-1511内線324)へ。

身体障害者手帳等の交付にかか る診断書料助成事業

身体障害者手帳や愛の手帳の交付または再交付を受けようとする方に対して、交付申請に必要な医師の障害程度の診断に係る費用(診断書料)を助成いたします。

対象者

市内に住所を有する方で、手帳の交付申請を行うため医師の診断を受けた方または診断の結果、障害の程度が軽度のため手帳申請に至らなかった方を対象とします。

助成額

手帳申請のために要した診断書料で、一件5,150円を限度とします。

※所定の申請書及び領収書等の書類を添えて申請してください。

申込み・問合せ 福祉事務所福祉第二係(☎51-1511内線324)へ。

中小企業振興資金

融資制度の一部が 変わりました

市では、中小企業振興資金融資の改正を図り、4月1日から制度の一部が変わりました。概要は次のとおりです。

▽融資条件の変更

従来、運転資金及び設備資金の融資には、東京信用保証協会若しくは東京都農業信用基金協会または連帯保証人の

いづれかの保証を必要としていましたが、今後は、東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証のどちらかとなりました。

▽保証料の負担

保証協会等の保証を得た場合、保証料の二分の一を市で負担します。

なお、融資には運転資金(三百万円以内)、設備資金(五百万円以内)及び開業資金(五百万円以内)の3種類がありますのでご利用ください。

問合せ 経済課商工係(☎51-1511内線276)へ。

中小企業診断士等 派遣します

派遣します

市では、市内の中小企業(製造業、卸売業、小売業、サービス業等)の振興をより推進するため、中小企業者及び中小企業者で組織する団体(商栄会等)に対し、企業経営や団体の組織的な活動について、相談、診断、指導及び助言を行う中小企業診断士または公認会計士を派遣いたします。

どうぞ、ご利用ください。

▽派遣回数

原則として年一回(ただし、三回まで派遣できます)

▽派遣費用

全額市が負担します。

▽派遣申込み

派遣希望の日の1か月前までに市指定の用紙(経済課に用意)で申請してください。問合せ 経済課商工係(☎51-1511内線276)へ。

ごみ減量推進協議会委員募集

「ごみ問題」に関心のある
団体・グループは
ご参加ください

「福生市」ごみ減量推進協議会
は、ごみの減量と資源の再利用
及びごみに対する市民意識を高
めることを目的として設
置されています。現在、
行政協力員をはじめ54名
の委員で構成されていま
すが、多様化し、急速に
増加し続けるごみ問題の
解決に向け、より広い範
囲から、より多くの意見
を提案していただけるよ
う、委員を一般公募する
ことになりました。

日ごろから、ごみ問題

に関心を持ち、ごみの抑

制に努力されている団体

・グループの方々の実生

活に即した生の声を、ぜ

ひお聴かせください。



牛一福寿会による資源回収

資源回収実施団体 登録制度に 変わりました

4月1日から、資源回収実施
団体報償金の交付を受けよう
とする団体は、資源回収実施団体
報償金交付団体として直接、市
役所窓口で登録していただくこ
とになりました。

なお、報償金の交付申請につ
いては、毎月10日までに、廃品
回収業者の仕切伝票を添付し、
申請してください。従来どおり、
町会または自治会を経由して申
請することもできます。

審査後、決定額を、
登録団体の代表者に、口座
振替により交付いたします。

資源回収は、ごみ減量、資
源の再利用に欠くことのでき
ない重要な役割を果していま
す。より一層、市民の皆さんの
ご協力をお願いいたします。

☆資源回収を実施する予定が
ありましたら、事前に清掃
係までお知らせください。

広報紙等を通じて、PRさ
せていただきます。

☆本年度から報償金が引き上
げられました。

古紙 一キロ5円↓8円

古布 一キロ5円↓8円

缶類 一本5円↓8円

福生市議会議員選挙 4月21日(日)

市民生活に最も身近な選挙です。わたしたちの代表にふさわしい人を選びましょう。
一票が生きて政治へ。あなたが参加

平成3年度

施政方針(要約)



石川市長

平成3年、第1回市議会定例会に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

私の市長としての任期も、折り返し点を過ぎておりますが、市政に携わるに当たっての基本的姿勢は、最大多数の最大幸福を目指して、一つ一つを着実に具体化していくことです。

このためには、常に現実を踏まえて行動しなければならぬのであり、しかしその根底には、まちづくりに向けての高い理想と熱い情熱を持ち続けなければならないと考えております。

今後とも福生に住んで良かったと実感していただけるよう、労を惜しまず、たゆまぬ創造により、果敢に挑戦をしてまいります。

中東湾岸での紛争勃発以来、今日までの七箇月余の激動する世界情勢のもとで、私は基地について改めて考えてみました。

基地の問題につきましては、当面する事態とともに、広く世界的な情勢、動向といったことを視野に入れ、将来的な展望をもって考えていかなければならないと思っております。

す。そして、広く世界的な動向としては東欧諸国、あるいはアジアにおける各国の情勢等、まだはっきりしない点がいろいろあります。

この時点では、直ちに基地が不要という結論は見いだせないところであり、現時点での私の基地に対する考え方は、従来と特に変わることはありませぬ。

しかし、既に大きなうねりとなった冷戦から和平への世界の流れ、科学技術の大きな進歩などを考慮しますと、米軍基地というものがいつまでも「動かない」「動かさない」「動くものではない」という固定的な考え方ではなく、世界の諸情勢の安定や、将来の科学、技術の進歩とともに基地の存在意義や基地の有様というものが変わっていくものと思われまふので、国、都を含め多くの専門家による議論を積極的に行い、基地の存在について検討を始めていかなければならぬのではないかと考えます。

片倉跡地に東京都の施設を要請

ところで、身近なことから見てみますと、昨年11月、東京都では第三次の長期計画をまとめました。この計画では、多摩地域の振興に力を入れたという事です。

福生市といましては、西多摩地域の発展とともに、福生

市の活性化とイメージを高めていくということからも、この際福生市に対しても東京都の特別の力添えをしてもらえよう、種々の点について粘り強く要請をしてまいりました。

特に力を入れて要請しましたのが、都立施設の誘致、多摩川の流量の増加及び福生駅西口周辺の整備でした。

その一つ、都立の施設の設置については、福生市としては、片倉跡地の有効活用を検討しておりますので、この有効活用の一つとして、市民に喜ばれ、多くの人々が福生を訪れ、福生市のイメージを高め、しかも活性化につながるものを建設していただきたいというところで、東京都に対して強く要請してきました。

その結果、福生市が都立の宇宙科学館建設の有力な候補地とされておりまふ。この外、多摩川の流量を増やすことにつきましては、東京の飲料水の確保のために他の県への影響や配慮をしなければならぬという東京都の立場もあって、順調には進みませんでした。調査のための費用が都の予算に計上されるところまでできませんでした。

また、福生駅西口の道路の整備についても再々、都に要請した結果、東京都の費用による事業として認められることとなりました。

さて、近隣の市町村でも、まちづくりの動きは、大変活発になってきました。殊に、国や都の計画と連動します事業については、その方向が徐々に明らかになっております。

第二期の総合計画を作り、この10年間の方向づけができましたので、私はこの計画に基づき今年も施策を充実させ、近隣地域の中で遅れを取らないように積極的にいろいろな事業と取り組んでまいります。

そこで、私は、平成3年度は、福生市の活性化を促す一つの流れを作りたいと考えております。そして、その流れを契機にまちづくりのうねりへと成長させていきたいと思っております。

この流れ作りは、現在、福生市が抱えるいくつかの大きな課題をいかに解決していくかにあると思っております。それには、片倉跡地への福祉施設と併せてその土地の有効活用を図ること。二つ目は福生駅西口周辺の開発整備の促進。三つ目が熊川地区の土地区画整理事業の方向を見いだすこと。四つ目は田園西地区の区画整理事業の推進。

これらの事業を着実に推し進める中から活性化の流れが生まれて来ると考えます。そのために私はこれらの課題解決に向かって全力を投入してまいります。

その片倉跡地の課題につきましては、仮称福祉センターの建設に向けて、平成3年度から具体化していきたいと考えております。このため、平成3年度には福祉部の中に仮称福祉センター建設のための準備担当の組織を設けます。



▲道路の拡幅が予定されている福生駅西口駅前通り

年度に基本設計を作り、平成4年度実施設計、平成5・6の両年度で工事を行い、平成7年度には開設という予定で進め、ここを中心とした時代の福祉の施策をすすめていきます。また、この土地の有効活用につきましても、先に触れましたように、都立施設の宇宙科学館を誘致したいと考えております。この施設は、福生市が土地を提供し、東京都において建設、運営するというものです。

なお、この土地は、用途地域のうえでは第一種住居専用地域でありますので、有効活用を図るうえで、この土地を含めた一定の地域の地区計画を作り、用途の見直しをしたいと考えており、平成2年度に行いました片倉跡地の有効活用のための調査結果を参考に進めてまいります。

次に、福生駅西口周辺の開発、整備ですが、この事業につきましても、東京都における道路整備特別交付金制度の対象として福生駅西口の都市計画道路が取り上げられることとなりましたので、地元商栄会のご要望を踏まえ、道路の拡幅を行いながら地域の整備を図ってまいります。

このため、平成3年度から道路拡幅のための測量あるいは用地買収などの事業に取り組んでまいります。

三点目の熊川地区の土地区画整理事業ですが、これまでもご心配をおかけし、また、ご指摘をいただいているところでございますが、関係権利者の中に種々のお考えがございます。今の時点では、今後の方向について定まっておりますが、将来的なまちづくりの面からみますと、一定の整備は必要と考えており、平成3年度は、いろいろなお考えも念頭に置きながら、今後の方策を練ってまいります。

四つ目の田園西地区の区画整理事業は、平成3年度は、都市計画決定に向けて事業を進めた

いと考えており、以後、平成4年度には事業認可を得、その後事業の着手というような手順により進めてまいります。

次に、第二期の総合計画を具体的に実現していくための取り組みにつきましても、考え方を申し述べます。

高齢化・国際化・都市美の推進本部を設置

第二期の総合計画におきましては、新しい時代の行政課題として高齢化、国際化・情報化、あるいは価値観の多様化といったことの指摘をしておりますが、これらの課題に対する対応として、それぞれの施策相互間におけます総合化を図り、施策の有機的で、かつ整合性のとれた推進により、個々の事業の効率を高め、効果をあげることが必要であると思っております。

従いまして、この施策間の総合化の考えのもとに、内部職員による「推進本部」によりまして施策の検討、展開をいたしたいと考えており、現在までに三つの推進本部を発足させました。

高齢化施策及び国際化施策の取り組みにつきましては「高齢化施策推進本部」及び「国際化施策推進本部」として、また、美しいまちづくりを目指しまして「都市美推進本部」としてそれぞれ検討が始まりました。

ごみ減量に積極的に取り組みます

この外、近年特に大きな課題となつておりますのが、廃棄物処理問題、とりわけごみ処理でございます。この点につきましては、行政の努力だけでなく、ごみを出す人、製造者など多くの企業などの意識や考え方、行動にもかかわる問題です。市としても、この課題への対応



▲国際交流のつどい

としましては「福生市ごみ減量推進協議会」の活発な活動をもとに、ここでの検討の結果をいただいで、積極的な取り組みをいたします。

なお、いま取り組みが可能となりました施策につきましては、平成3年度の予算の中で措置したところであります。更に、引き続き具体化した施策については、3年度中にも積極的に取り組んでまいります。

福生市は、平成元年度に市民の皆さんから「ふるさと福生づくり」についてのたくさんのご提案をお寄せいただきました。ご提案については、いかに具体化していくか検討を進めているところでありますが、直ちに具体化できるものがございますので、ご提案のご趣意を生かす方向で検討を進めてまいります。

次に、職員の増員ですが、安易な増員は厳に慎み、極力抑制をいたしまして、最小の経費で最大の効果を上げるよう努力をいたしてまいりましたが、当面する新規施策で、取り急ぎ対応が必要な大規模な事業につきましては、それに対する取り組みのため職員の増員をいたします。

その他、一般的な組織の点検も定期的に行いたいと考えており、近々内部での検討のための組織を充足させ、平成3年度中に組織改正案を策定し、議会にもお諮りして、平成4年度からそれぞれの課題に対応する組織としてまいりたいと考えております。

以上、平成3年度の私の施政方針とさせていただきます。(予算に関する部分は省略してあります。)

▶7月1日にオープンする福生市プッチャラリー



平成3年度予算 総額239億6,938万8千円

平成3年度予算が、市議会3月定例会で可決成立しましたので、その概要をお知らせします。
平成3年度の一般会計予算は167億1,426万8千円で、前年に比べて9.6パーセントの伸びとなりました。

また、特別会計予算(受託水道事業会計を含む)は72億5,512万円で、一般会計と特別会計を合わせると当初予算総額は、239億6,938万8千円で、前年に比べて8.7パーセント増となりました。

本年度は第2期総合計画の2年目に入ります。

この計画を踏まえ、21世紀を展望したまちづくりを推進するため、施策の充実拡大を考慮し、財源の重点的かつ効率的配分を図ることを基本として編成しております。

歳入

一般会計の歳入で一番高い割合を占めるのは、市税で69億1,087万4千円(構成比41.4パーセント)、前年に比べて2.1パーセント、金額にして1億3,870万1千円の増です。
次に国庫支出金で21億8,158万9千円(構成比13.1パーセント)、前年に比べて13.6パーセント、金額にして2億6,180万5千円の増です。
つづいて都支出金19億2,951万2千円(構成比11.5パーセント)、前年に比べて21.9パーセント、金額にして3億4,641万4千円の増です。
以下地方交付税12億7,725万5千円(前年比38パーセント増)、国有提供施設等所在市町村助成交付金等11億9,862万8千円(前年比11億9,862万8千円、86.2パーセント増)などです。

歳出

一般会計の歳出で一番高い割合を占めるのは、民生費の41億7,872万7千円(構成比25.0パーセント)、前年に比べて14.9パーセント、金額にして4億6,032万9千円の増です。
次に教育費で35億5,850万9千円(構成比21.3パーセント)、前年に比べて1.7パーセント、金額にして4億6,032万9千円の増です。
つづいて土木費30億2,552万5千円(構成比18.1パーセント)、前年に比べて1.7パーセント、金額にして5,231万5千円の減です。
以上のほか、一般会計の歳入歳出割合は別表のとおりです。
ここでは、一般会計の主な歳出を性質別にご紹介します。

市民福祉の 充実に



健康診査費

- 9,102万6千円
- がん検診費
- 1,420万3千円
- 予防接種費
- 3,034万6千円

教育・文化・スポーツに

- 第一・二小学校講堂除湿温度保持事業費
- 2億1,853万1千円
- 第七小学校防音機能復旧事業費
- 2,917万6千円
- 第一中学校理科室改良事業費
- 2,780万円
- 第二中学校講堂除湿温度保持事業費
- 1億5,984万4千円
- 第二中学校外壁改良事業費
- 1億4,599万5千円
- 国際交流事業費
- 906万6千円
- 文化財保護費
- 1,832万2千円
- 市民会館大ホール調光設備改良事業費
- 1億8,738万5千円
- 校庭照明設置事業費
- 2億2,111万6千円
- 市民体育館主競技場窓枠改良事業費
- 3億5,587万8千円

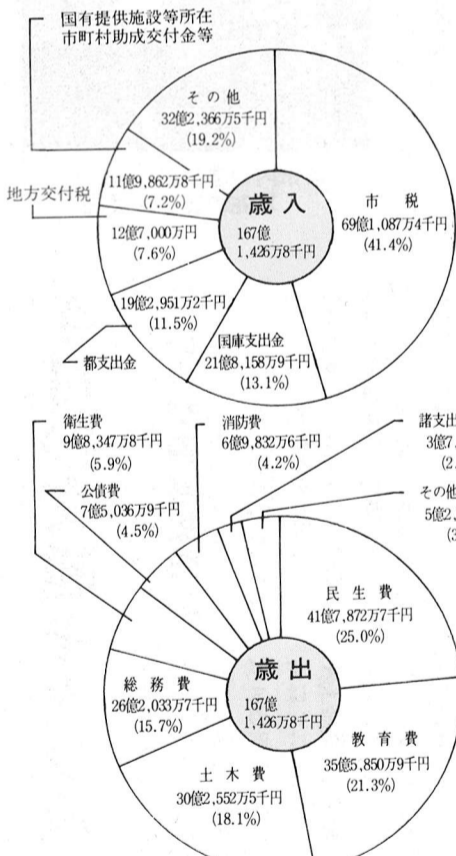
生活環境の向上に

- 道路整備事業費
- 2,070万円
- 市道等補修工事費
- 1,545万円
- 市道改良事業費
- 5億2,643万1千円
- 交通安全施設整備事業費
- 3,905万4千円
- 防衛施設周辺道路整備事業費
- 1億7,210万6千円
- 公園・緑化対策
- 3億9,668万9千円
- 志茂公園(仮称)新設事業費
- 3億3,009万8千円
- 熊川緑地(仮称)新設事業費
- 1億3,158万9千円
- 公園維持管理費
- 1,459万6千円
- 緑化推進費
- 5,663万8千円
- 防火・防災
- 1,902万8千円
- 消防事務都委託費負担金
- 5億7,577万円
- 消防団活動費
- 5,663万8千円
- 災害対策事業費
- 1,902万8千円
- 耐震性貯水槽新設事業費
- 1,321万3千円
- ゴミ・し尿処理等
- 2億2,642万5千円
- 西多摩衛生組合負担金
- 1億6,160万4千円
- 塵芥処理費
- 1億31万5千円
- 不燃物処理費
- 1,000万円
- 発泡スチロール粉砕機設置工事費
- 1,000万円

商工業の発展に

- し尿処理費
- 1,953万6千円
- ごみ減量対策費
- 1,156万5千円
- その他
- 都市景観事業費
- 1,513万1千円
- 商工業振興費
- 3,948万7千円
- 中小企業振興資金貸付事業費
- 3,509万6千円
- 観光対策費
- 927万9千円

一般会計予算の構成



区分	平成3年度当初予算額	平成2年度当初予算額	前年比
国民健康保険会計	22億7,738万6千円	22億1,687万7千円	2.7%増
老人保健医療会計	16億8,773万5千円	15億2,859万3千円	10.4%増
下水道事業会計	23億839万9千円	22億2,931万3千円	3.5%増
受託水道事業会計	9億8,160万円	8億3,420万円	17.7%増
合計	72億5,512万円	68億898万3千円	6.6%増

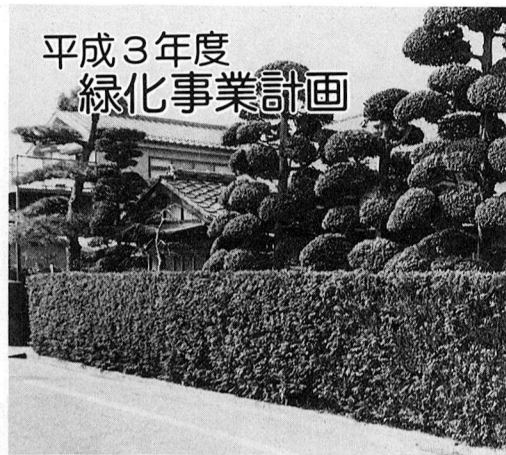
これは、国民健康保険会計の老人保健医療費拠出金の伸び、老人保健医療特別会計の医療費の伸びによるものです。
また、下水道事業会計においても管渠新設改良事業費や多摩川上流流域下水道維持管理負担金が増額になっております。

特別会計

特別会計の四会計の予算は次の表のとおりです。
特別会計の総額は、72億5,512万円で、前年に比べて、6.6パーセント、金額にして4億4,613万7千円の増となりました。

特別会計

- 国民健康保険会計
- 老人保健医療会計
- 下水道事業会計
- 受託水道事業会計



平成3年度 緑化事業計画

○出生記念樹の 配布

お子さんの誕生を記念して、市の木(もくせい)または市の花(つつじ)を年2回にわけて無料で配布します。

○草花の種子の 無料配布

市の催し物会場等で草花の種子を無料で配布します。

○花いっぱい運動

市内の各種団体等に呼びかけ、花のあるまちかどのモデル地域づくりや、小学校6年生を対象に花の苗の配布を行います。

○草花苗生産委託

市内の農家に草花苗(葉ボタン等)の生産を委託し、市内の緑化を図ります。

○緑の相談日の開催

市民を対象に相談に応じて、果樹や草花の病害虫の駆除方法や野菜作りの専門的な指導、助言を行います。

問合せ 経済課農業緑化係(☎51-1511内線277)へ。

出生記念に市の木

市の花プレゼント

平成2年10月1日から平成3年2月28日までに生まれた赤ちゃんと、市の木(もくせい)または市の花(つつじ)を差し上げます。

該当される方々には、ハガキで通知いたしました。ハガキが届かない方は、母子健康手帳など出生を証明するものを持って、4月19日(金)午後1時から5時、4月20日(土)午前9時から正午までに市役所前庭へおこしください。



▲市の花 つつじ



▲市の木 もくせい

○公共施設等への植樹

市内の公共施設等へ、新たに購入した樹木の植樹を行います。

緑を守る

病害虫から緑を守り、無秩序な開発による自然の破壊や環境の悪化を防ぎ、今ある緑を守り自然の回復を図っていきます。

○アメリカシロヒトリ等の防除

毎年発生する病害虫に対し、5月から9月の間、防除車による薬剤散布を実施します。また、市民の方々にご自分でやっていただくための薬剤の無料配布も行いますので、ご利用ください。

○樹林地等の保全

市内に残された数少ない山林、樹木、生垣で、管理良好な一定の基準を満たしているものに、奨励金を交付し、保全を図っていきます。

○家庭菜園

市内の農地を借り受け、市民を対象に菜園(1区画10㎡)として貸し出し、土に親しみながら市街地の中の農地の意義を考へていただきます。

緑を守る

心を育てる

市民がより一層、緑を育てようとする共通の心を培っていただくために計画いたします。

○緑化ポスター募集

市内の小学5年生、中学1年生を対象に緑化ポスターの募集



▲市内の農家に
草花の苗生産委託

○緑化標語募集

市内に在住、在勤する方を対象に緑化標語を募集し、入選作品は広報に掲載します。

一席の作品は、無料配布する草花の種子の袋に印刷し、広く市民にお知らせします。

なお、平成2年度の緑化標語は、「緑化から輝く街を育てよう」でした。

福生市プチギャラリー

「常設物産展示場」出品の 申し込み受け付け中

この「常設物産展示場」は、福生駅西口に7月1日開館する「福生市プチギャラリー」の2階に設け、市内の商工業製品等を一堂に陳列して来場者に紹介するための展示施設です。

福生市商工会では、出品を希望する事業所の申し込みを受け付けています。

▽申込資格
市内に事業所を有する方

▽出品
自社製品及び自社特殊技術加工品等

▽申込み方法
所定の加入申込書(福生市商工会にあります)に必要事項を記入のうえお申し込みください。

申込み・問合せ
福生市商工会(☎51-2927)へ。

4月の交通安全キャンペーン

子供の交通事故防止

4月は、気候が日増しに暖かくなり、子供が屋外に出て遊ぶ時間が多くなるうえ、小学校の入学や幼稚園の入園期を迎えることから、例年、子供の交通事故が増加してきます。

これら子供の交通事故を原因別にみると、◎とび出し◎駐車車両の直前直後横断◎走行車両の直前直後横断

また、自転車に乗っているときの◎安全不確認◎一時不停止◎交差点安全進行義務違反などとなっております。

その中でも、子供の飛び出しや横断事故をみると、迷惑駐車や原因になっている場合が多くあります。

子供の目の高さからは駐車車両の陰になって走ってくる車が見えず、またドライバーからも小さい子供の姿が見えません。

特に、小学校や幼稚園、公園の近くなど子供が多い場所では、不用意な駐車はしないと、走行中は駐車車両の陰から子供が飛び出すかも知れないという予測のもとに運転してください。

おとうさん おかあさんへ

—道路を渡るとき—

★道路を渡る時は、必ず横断歩道橋や横断歩道を渡ることを教えてください。

もし、近くに横断歩道橋や横断歩道がない場合は見通しのよい場所を選び、よく安全を確認したうえで真つすぐに渡らせましょう。

★子供の目の高さは、大人と比べ低く、遠くから来る車を発見

できません。子供の立場に立った安全確認の方法を教えてください。特に、駐車車両や降りたバスの直前直後は絶対に渡らせたいけません。

★「横断歩道を渡りなさい」といから口で言っても、おとうさんやおかあさんが実行しなければ子供は守りません。子供のためにも正しい手本を示しましょう。

★止まって確かめることは安全な横断の基本です。道路を渡る時は、横断歩道や信号のある

身近の野草

(33)

ひめかんすげ

かやつりぐさ科

各地の山地、あるいは平地でやや乾いた樹下に普通にみられる常緑性の多年草。高さ20cm位で地味な植物ですが、

春に淡い黄緑色の穂状の花をつけ、割合目立つので、山道でよく「これなあに?」と聞かれます。

かんすげに似て小形なので、姫寒菅とつけられましたが、寒菅とはまだ寒さの残る早春から花をつけ始めるのでそうつけられたのでしょう。

う。かんすげの方は高さ40〜70cm位にもなり、丈夫なので住居の敷物にスガタミと言って使われたとか。生活に密着した植物であったようです。

常緑性の葉がすがすがしいので、スガからスゲに転音したのであろうとの説があるようです。頂上に咲くのが雄の花



文と画 佐藤文字

場所でも、一度止まって右と左の安全を確かめてから横断するように繰り返して教えましょう。

「幼な子の視界さえぎる 迷惑駐車」

交通安全講習会

日時 4月24日(木)・25日(木)
開場 午後6時30分
開会 午後7時
場所 市民会館小ホール
◎市民の皆さん、必ず参加しましょう。

民生委員・児童委員

(敬称略)

5月12日は

民生委員・児童委員の日です

民生委員はあなたの身近な相談相手として、市役所とのかけ橋となり、広く福祉の向上に努力しています。どんなことでもお気軽におたずねください。民生委員・児童委員の方は表のとおりです。

◎生活の問題

- 生活保護についての相談
- 困っている方の生活指導
- 生活保護を受ける必要のある方の調査、相談

◎お年寄りの問題

- 老人ホームへ入るための相談
- お年寄りの問題で困っている方の相談、助言、指導など
- ひとり暮らしのお年寄りの相談相手、安全の確認

◎敬老金の調査、支給の協力

- 老人福祉手当、老人医療費、年金などの相談

◎心身障害者(児)の問題

- 施設へ入ることの相談と市役所への連絡
- 心身障害者(児)の問題で困っている児童手当などの相談

4月27日(土)・5月11日(土)・25日(土)

行政相談委員に

大野忠一氏が再任



4月1日付けで行政相談委員に大野忠一氏(福生市加美平3-37-6 ☎51-4551)が再任されました。

行政相談委員は、総務庁長官から委嘱を受け、今後2年間、国、公庫、公団、事業団などの

仕事、都や市が国から委任されたり、国の補助金を受けて行っている仕事について、苦情や要望、意見などの相談に応じています。

相談は、自宅で受け付ける(電話可)ほか、毎月第一水曜日の午後1時から4時の間は、市役所1階市民相談室で行っています。お気軽にご相談ください。

◎母子の問題

- 母子家庭の相談、指導
- 福祉手当、扶養年金の助成などの相談
- 児童相談所への連絡
- 児童や家庭の指導及び施設へ入ることの相談
- 心配ごと相談など

◎その他

- 生活福祉資金の貸付調査
- 歳末たすけあいバザー、福祉バザーの協力

No.	氏名	住所	電話	担当地域
1	中村節子	熊川139特9号	51-7050	熊川住宅・南の一部
2	乙津義男	" 51	51-5091	南
3	藤野智弘	" 273	53-0362	内出
4	谷部登	" 1396	51-3327	武蔵野
5	荒井尋子	" 1704	51-5431	武蔵野第2・福東の一部
6	小川久作	" 1499~3	51-6174	福東
7	上沼舜二	" 1414~58	51-0598	玉川台・富士見台
8	寺澤優子	" 1081	52-8170	福栄・熊牛(青梅線東側)
9	鶴本富也	" 506	51-5945	鍋1
10	森谷利雄	" 338	51-5638	鍋1
11	森田芳勝	" 742	51-5166	鍋2
12	岸野ヨネ子	" 888	51-6413	鍋2
13	中村益雄	" 1023	51-3433	熊牛(青梅線西側)
14	望月金恵	南田園1~3~12	52-4925	南田園1丁目
15	小林トク	" 2~5~8	51-2516	南田園2丁目・福生団地
16	松尾房子	" 3~14~10	51-4612	南田園3丁目・北田園1丁目・福生団地の一部
17	高橋芳雄	牛浜40	51-2776	牛1
18	市川洋子	" 108	51-1682	牛2
19	森田主馬	志茂226	51-2281	志茂1, 2
20	井上誠一	" 26	52-2620	志茂1, 2
21	村野隆良	福生421	51-0173	志茂1・北田園の一部
22	藤原源一郎	" 249	52-0997	原ヶ谷戸
23	平京子	" 285	51-0511	原ヶ谷戸
24	木村ウメヨ	" 690	52-0685	長沢1
25	田村良雄	" 1154	51-1859	長沢1, 2
26	笠井時道	" 644	51-1857	永田
27	平原治作	" 1210	51-0374	加美1
28	高崎愛子	加美平3~33~1	51-5299	加美2
29	細淵活美	" 3~20~5	51-4553	加美2
30	半澤和幸	本町61	51-0325	本町1, 2, 3
31	清水家壽忠	福生1037	51-0788	中央・本町6
32	高山あい子	本町44	52-6002	本町7の一部
33	宇津木功	福生780	51-0812	"
34	町田照子	" 908	51-6322	本町8第1
35	高橋達雄	加美平1~4~1	53-0093	本町8第2
36	田口喜代子	武蔵野台2~24~3	51-0722	加美平住宅・本町8第2
37	長谷泰子	" 2~10~10	51-4070	武蔵野台1丁目
38	並木恵美子	" 2~16~3	51-2562	本町8第1
39	遠藤竹蔵	#1~3~2 第三大興ビル3~305	51-0878	東福生駅周辺

各種の福祉手当を

支給しています

手続きはお早めに
心身に障害があり、からだの不自由な方や、こうした家庭の子供さん等が健康で明るい生活を送っていただけるよう国や都

各種手当一覽表

児童手当	老人福祉手当	特殊疾病患者福祉手当	児童育成手当		児童扶養手当	特別児童扶養手当	重度心身障害者(児)手当	心身障害者福祉手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	各種手当名	対象者	月額	支給月	制限
			障害手当	育成手当											
義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上以上養育している方	6ヶ月以上ねたきり等または痴呆の状態にあり、食事・入浴・排便など日常生活を営む上で著しい支障がある方(入院6か月以上を含む) ①70歳以上の方 ②65歳~70歳未満の方で所得制限以下の方 ③65歳~70歳未満の方で所得制限以上の方	特殊な疾病にかかっているか、その疑いがあり、東京都から発行される特定疾患医療受給者証をお持ちの方	心身に重度の障害のある児童 ◎身障2級以上 ◎精薄愛の手帳3度以上 ◎脳性マヒ ◎進行性筋萎縮症	次の児童を扶養している方 ◎父または母が離婚・死亡・生死不明 ◎父または母に1年以上遺棄されている ◎父または母が1年以上拘禁されている ◎母が婚姻によらないで出生 ◎父または母が重度の障害を有する	次の児童を扶養している母または養育者 ◎父母の離婚 ◎父が死亡 ◎父が生死不明 ◎父に1年以上遺棄されている ◎父が法令により1年以上拘禁されている ◎母が婚姻によらないで出生 ◎父が重度の障害を有する	心身に中度以上の障害のある児童 ◎重度障害児 ◎身障おおむね1級2級 ◎精薄愛の手帳おおむね1度2度 ◎中度障害児 ◎身障おおむね3級 ◎精薄愛の手帳おおむね3度	◎重度の精薄で著しい精神症状を有する方 ◎重度の精薄で身障1級2級 ◎重度の肢体不自由者で、上下肢の機能を失った方 ◎いづれの場合もいつとも人の介護を要すること(老人性疾患を除く) 心身障害者福祉センターの判定が必要	◎心身に重度の障害のある方 ◎身障2級以上 ◎精薄愛の手帳3度以上 ◎脳性マヒ ◎進行性筋萎縮症 ◎身障3級 ◎身障4級	心身に重度の障害のある児童 ◎身障おおむね1級と2級(一部) ◎精薄愛の手帳おおむね1度と2度(一部) ◎精神の障害障害福祉年金1級相当ただし障害を理由とする公的年金を受給している場合を除く	心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ◎身体障害1, 2級程度、精神薄弱1, 2度程度の障害が重複にある方 ◎入院3か月以上の方を除く	対 象 者	月 額	支 給 月	制 限	
2人目 2,500円 3人目以降 5,000円	① 45,000円 ② 37,500円 ③ 25,000円	4,000円	13,000円	11,000円	全部支給で児童1人 35,910円 2人 40,910円 1人増すごとに2,000円加算 一部支給は児童1人 24,040円	① 43,580円 ② 29,050円	50,000円	① 身障・精薄 15,000円 その他 15,500円 ② 5,000円 ③ 4,000円	12,750円 (経過措置の福祉手当も12,750円)	23,450円					
2・6・10月	4・8・12月	1・7月	2・6・10月	2・6・10月	4・8・12月	4・8・12月	毎月	4・8・12月	2・5・8・11月	2・5・8・11月					
あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり	所得				
なし	なし	あり	なし	なし	あり	あり	なし	◎20歳以上(育成障害手当非該当の方) ◎制限なし	あり	なし	併給				
小学校入学前	65歳以上	なし	20歳未満	義務教育終了前	・18歳未満 ・障害者児童の場合20歳未満	20歳未満	なし	なし	20歳未満	20歳以上	年齢				
なし	あり	あり	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	施設入所				

及び市から各種の福祉手当を支給しています。
該当される方で、まだ支給されていない方は、厚生課窓口でお早めに手続きをしてくださいます。
各種手当は一覧表のとおりです。ただし、手当によっては所得制限等がありますので詳しくは、厚生課厚生係(☎51-1511内線313・314)へ。

市街化調整区域も

監視区域に指定

東京都では、4月1日から平成7年7月31日まで、13区18市4町の市街化調整区域を国土利用計画法に基づく監視区域に指定しました。

市街化調整区域内でも、200平方メートル以上の土地取引は、届け出が必要となりましたのでお知らせします。

市税の納期が

変わりました

市税の納期が平成3年度から次のように変更になりました。ご協力をお願いいたします。

市税の納期		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市・都民税	新			①		②		③			④		
	旧				①		②		③		④		
固定資産税 都市計画税	新	①			②					③		④	
	旧	①			②		③			④			
軽自動車税			全										

※平成3年度は評価替えのため5月になります。

市税の納付は

口座振替で

市税の納付は便利な口座振替をご利用ください。
申込み方法
申込手続きは、納税通知書・預

金通帳・預金通帳に使用している印鑑をお持ちになって、都内全域の次の金融機関本店・支店窓口へお申し出ください。

西武信用金庫、協和埼玉銀行、三菱銀行、青梅信用金庫、第一勧業銀行、太陽神戸三井銀行、東海銀行、西多摩農業協同組合、住友銀行、富士銀行、北海道拓殖銀行、大東京信用組合、三和銀行、東日本銀行、東京労働金庫、振興信用組合、東京都民銀行、東和銀行、多摩中央信用金庫

市税の納税通知書はすべて金融機関で保管し、納期限ごとに口座から引き落とし、自動的に納付されます。また、領収書は全額納付された後お返しします。

問合せ 税務課収納係 (☎51-1511内線227・228・229) へ。

国民年金だより

4月1日から20歳以上の

学生も全員加入する

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度ですが、これまで学生の皆さんは国民年金への加入が任意となっていました。

4月1日からは、20歳以上の学生の皆さん全員が国民年金に加入することが義務づけられるようになります。この制度改正により、在学中、万一交通事故や病気で障害者となったときに障害基礎年金が受けられるようになります。

また、今までは、卒業後に加入しても、将来満額の老齢基礎年金を受けることが困難でしたが、20歳から加入することによって満額の年金が受けられるようになります。

の皆さんは、必ず国民年金に加入するようにお願いいたします。

◎加入手続きは

平成3年4月1日にすでに20歳を過ぎていた方は4月中に、それ以降に20歳になられる方は誕生日の前日から加入の届け出をしてください。

加入手続きは、住民票のある区市町村で忘れずに行ってください。

◎納める保険料は

加入後は、市から送付される納付書により、月額9千円(平成3年度)の保険料を毎月納めることとなりますが、学生本人が保険料を納められないときは、学生を扶養している親等が納付義務を負います。

ただし、経済上の理由で納められないときは、保険料の免除を申請し、一定の基準を満たした場合には納付が免除されます(表参照)

なお保険料の免除を受けた期間は、老齢基礎年金額を計算するときに3分の1に減額されます。ただし、卒業後、就職してから収入を得たとき、保険料を追納(免除を受けた月から10年以内)することによって、満額受け出すことができます。

●免除される一例

(サラリーマン4人世帯で学生1人の場合)

	国公立	私立
親と同居	年収約600万円以下	年収約680万円以下
親と別居	年収約660万円以下	年収約740万円以下

※上記はあくまで目安です。詳しくは年金係へお問い合わせください。

福生市文化財保護条例が

一部改正となり

登録文化財制度

が導入されました

平成3年4月1日をもって福生市の文化財保護条例が改正され、市内の文化財を保護する施策として、新たに登録文化財制度が導入されました。

文化財とは、より広くその意味をとらえれば「文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物」と言うことができますが、国の文化財保護法では次表のようにその対象となるものを具体的に提示しており、福生市の文化財保護条例もこれにならっています。

■文化財とは

- 一、有形文化財
建造物・美術工芸品・歴史資料など
- 二、無形文化財
芸能・工芸技術など
- 三、無形民俗文化財
風俗習慣・民俗芸能など
- 四、有形民俗文化財
無形民俗文化財に用いられる器具など
- 五、史跡・名勝・天然記念物
旧宅・庭園・動植物など

▲ 法律・条例で定める文化財

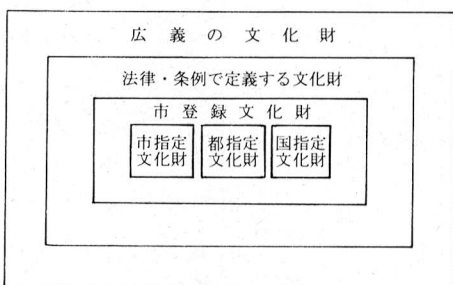
と認められる必要があります。このように全体のうちごく少数のものを指定し、重点的に保護していくのが指定文化財制度の特徴です。

■指定文化財制度の短所

前述のように、指定文化財制度による文化財保護は、対象となる範囲が狭く、さらにはその価値基準が学術や芸術的な側面に偏るざらえがあります。

■登録文化財と指定文化財の関係

改正後の条例では登録文化財制度と指定文化財制度が併用されるため、両者の関係は次図の通りです。



▲ 登録文化財と指定文化財の関係

登録文化財と指定文化財は、指定文化財として扱われることができるようになります。また、指定文化財として扱われることができるようになります。

■登録文化財と指定文化財の違い

登録文化財と指定文化財は、指定文化財として扱われることができるようになります。また、指定文化財として扱われることができるようになります。

点では扱いが異なります。

第一に指定文化財は一度指定されると所有者側からこれを解除することはできませんが、登録文化財はこれを解除することができます。ただし、告示することによって初めて解除が成立するため、その間若干の時間が必要となります。

第二に文化財の現状を所有者が変更しようとする場合、指定文化財は教育委員会の許可が必要ですが、登録制度では事後の申告のみで足りる。ただし、その結果文化財としての価値が失われた場合には、委員会側から登録を解除されます。

第三に一般に対しての公開や保存の仕方については、指定文化財が委員会の勧告があれば所有者はそれに従う義務があるのに対し、登録文化財ではこれらの規定はありません。

第四に罰則規定の有無ですが、所有者が義務を果たさなかった場合、また他者が文化財に対して侵害行為を加えた場合ともに、指定文化財には罰金刑の規定があります。

第五に文化財の保存上修理等の必要が生じたとき、指定文化財では予算の範囲内で補助を受けることができますが、登録文化財には補助規定がありません。

ただし登録文化財は年度毎に、予算の範囲内で奨励金を受け出すことができます。

以上が登録文化財と指定文化財の大きな違いです。また、登録文化財制度の導入により、従来指定文化財であった21件、1840点の文化財も、指定文化財であると同時に登録文化財として登録されたものとみなします。

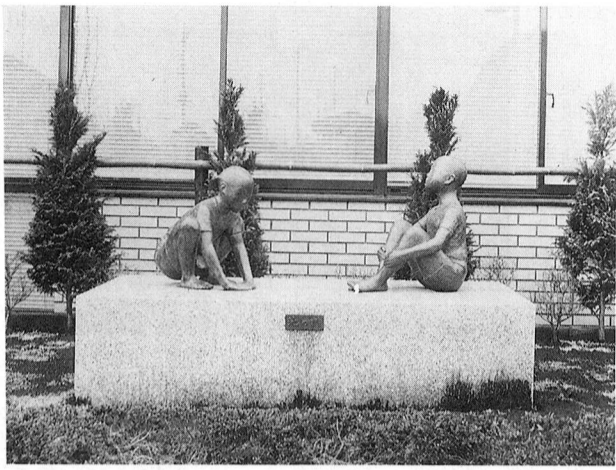
文化財は祖先から受け継いだ貴重な文化遺産です。大切に保護、活用し、子孫に伝えるよう心掛けましょう。

文化財は祖先から受け継いだ貴重な文化遺産です。大切に保護、活用し、子孫に伝えるよう心掛けましょう。

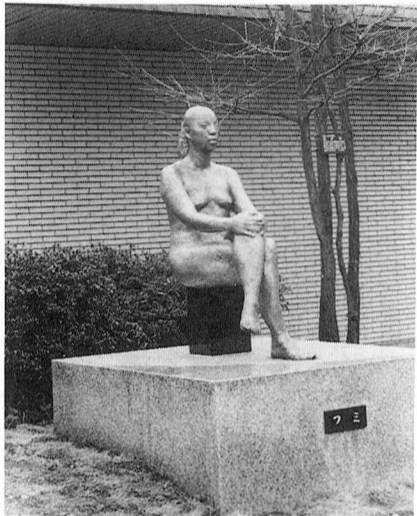
文化財は祖先から受け継いだ貴重な文化遺産です。大切に保護、活用し、子孫に伝えるよう心掛けましょう。

文化財は祖先から受け継いだ貴重な文化遺産です。大切に保護、活用し、子孫に伝えるよう心掛けましょう。

市の業務は第2・第4土曜日がお休みです



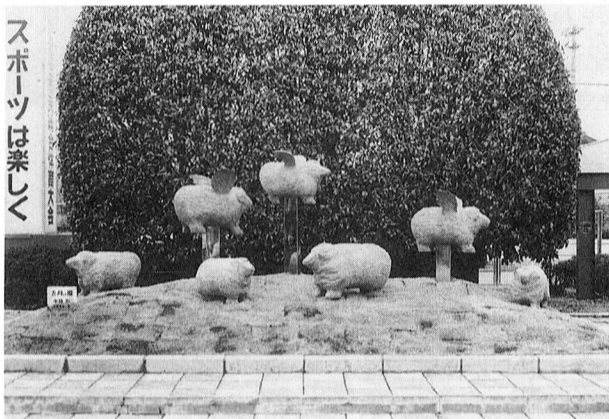
▲地の詩 熊川体育館敷地内



▲フミ 中央図書館敷地内



▲こころは空へ
東福生駅東口公園内



▲五月の風 市民体育館敷地内

都市景観事業による彫刻が完成しました

市では昭和63年度から都市景観事業の一環として、市内の各施設等に彫刻の設置を行っております。

平成2年度につきましては、6点の作品を設置しましたが、その内すでに完成した2点の作品については、1月発行の「お知らせ」により紹介しました。残りの4点の作品も完成しましたので紹介します。

なお、制作者、設置場所等は次のとおりですのでぜひご覧ください。

- 阿子島学氏の作品
作品名 フミ
設置場所 中央図書館敷地内
(福生市熊川85001)
- 鹿住能弘氏の作品
作品名 地の詩
設置場所 熊川体育館敷地内
(福生市熊川38333)
- 中林彰氏の作品
作品名 五月の風
設置場所 市民体育館敷地内
(福生市北田園21911)
- 富田眞州氏の作品
作品名 こころは空へ
設置場所 東福生駅東口公園内
(福生市福生21551)

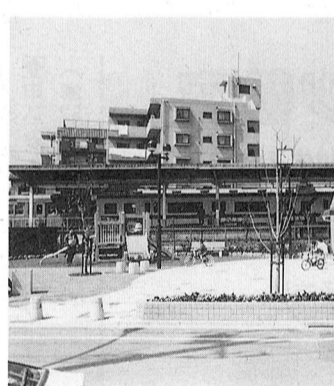
4月27日(土)・5月11日(土)・25日(土)

東福生駅東口に公園が誕生

市民の皆さんの憩いの場、コミュニケーションの場として親しんでいただくよう、このたび東福生駅の東口に公園が開園しました。

この公園は、東福生駅東口広場の機能を持った、中央に彫刻を設置した自由広場と子供達の遊び場を併用した公園です。付近の皆さんはもとより、八高線を利用する人達にも、待ち時間などのひとときをこの公園で快適に過ごしていただくことができます。

主な施設は、便所(男大1、小1、女大2、車椅子用1)、木製遊具1、時計1、ベンチ4、水飲み、花壇等です。



子供達の遊び場に、また、地域の親睦等に大いに利用してください。

アメニティトイレが完成しました

熊川公園内に、日本古来の土蔵作り風トイレが、多摩川中央公園上流入口付近の田園広場公園内に、時計塔を設置した大きなアメニティトイレが完成しました。このトイレには共に車椅子で使用できるトイレが設置してあります。大切に利用してください。

最近、公園内の施設(トイレ、



▲熊川公園内



▲田園広場公園内

遊具、ベンチ、公園灯等)が壊され破損がひどいため利用者及び、管理のうえでも大変困っております。また修理には多額のお金がかかります。

市民の皆さんが快適に公園を利用するために、壊しているところを見かけましたら、市役所施設課か110番に連絡をお願いします。

玉川上水に架かる歩道橋

加美上水橋が開通

昨年10月から改良工事を進めていた玉川上水に架かる歩道橋(加美上水公園そば)が、装いも新たに「加美上水橋」と命名され、3月27日に開通しました。

この橋は、昭和の初め、多摩御陵の造営や村山・山口貯水池等の築造に必要な多摩川石を運搬するため、福生駅から多摩川の羽村境まで1・8kmの砂利運搬専用線が敷設されたときの鉄橋で、昭和36年に線路が撤去され、その後、市で鉄板製の歩道橋に改良して、今日まで無名の橋として利用されておりました。

新しくなった橋は、新東京百景やふっさ十景に指定されている場所でもあり、美しい景観にふさわしく、欄干には、市の木、市の花・市の鳥を图案化した飾りをつけ、床面には、昔の砂利運搬専用線を偲び、線路を描いてあり、親柱には、橋の歴史が記されています。

また、橋の命名については、地元の方の協力をいただきました。

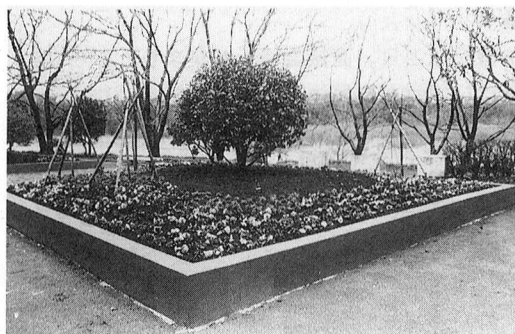


▲加美上水橋

いらんください

きれいになった柳山公園

桜の花はおわかりましたが、柳山公園内「花園」のパンジーはまだきれいに咲いています。この「花園」は柳山公園内の市民プール脇で、このほど四季に観られる木を植えて多摩川が見られるように園内を整備しました。市民の皆さん、散歩のときにもお立ち寄りください。





障害者青年学級「にじのはらっぱ」参加者募集

のない方(養護学校生は除く) 定員 およそ25人
申込み 4月21日(日)・22日(月) 午前9時から午後4時まで
公民館へおいでください。
問合せ 公民館(☎52-1711)へ。

青年ボランティア募集

「にじのはらっぱ」では、青年男女のボランティアを募集しています。
活動内容は、合宿・ハイキング・室内活動等のお手伝いです。特別な知識や経験は必要ありません。関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。
活動日 月2回日曜日 午前10時～午後3時
活動場所 公民館および野外
問合せ 公民館(☎52-1711)へ。



初級手話講習会受講者募集

あなたも手話でおはなししてみませんか
聴覚障害者の方も、手話が初めての方も、みなさんお誘い合わせのうえ、お気軽にご参加ください。

クル福手の会
◆(2コースとも) ▽定員 40人 ▽参加費 無料 ▽主催 福生市社会福祉協議会 ▽申込み・問合せ 福生ボランティアコーナー 福生市牛浜163
〔福祉会館1階(☎52-2121)〕へ。

空手道教室

▽期間 4月15日～6月17日 毎週月曜日 ▽時間 午後6時～7時30分 ▽場所 市民体育館剣道場 ▽会費 無料 ▽主催 空手道連盟
▽申込み 直接練習日に剣道場へ。

会員募集 空手道

練習日 毎週月・木曜日 時間 午後7時～9時30分
場所 市民体育館剣道場
申込み 直接練習日に剣道場へ。

熊川体育館 親子スポーツ大会

親子ペアで 楽しい1日を！
▽期日 5月3日(祝) ▽時間 午前9時30分～午後1時
▽場所 熊川体育館
☆スティック・ゴルフ大会
▽対象 市内の小学生、中学生と親のペア(友人同士でも可)
▽時間 午前9時30分～11時30分 ▽参加費 無料
☆輪投げ大会
▽対象 市内の幼児と親のペア(兄、姉等でも可) ▽時間 午前11時～午後1時 ▽参加費 無料
▽申込み・問合せ 熊川体育館(☎52-1980)へ。

市民体育館スポーツ教室

《申込み》①、②の教室はハガキに教室名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入のうえ ☎197 福生市北田園2-9-1 福生市民体育館へお申し込みください。4月25日(木)の消印まで有効とします。なお、定員を超えた場合は責任抽選させていただきます。
※教室期間中に3歳になるお子さんの参加は可能です。
③の教室は当日、直接会場へお集まりください。場所はいずれも市民体育館で行います。
《問合せ》市民体育館(☎52-5511)へ。



No.	事業名	対象	曜日	時間	期間	回数	定員
1	幼児体操教室	3～4歳児	土	10:00～10:45	5/11～7/6	9	40人
2	親子スポーツ教室	3～4歳児と親	土	11:00～11:45	5/11～7/6	9	20組
3	チャレンジスポーツ教室	一般	月	19:30～21:00	5/13～7/1	8	なし

ミニドックなみの健康診査を受けましょう

市民の皆さんの健康保持・増進を図るため、基本健康診査を実施します。当市の健康診査の受診項目は、法定項目では17項目ですが、市独自に12項目を加えミニドック並みの充実した健康診査です。定期健康診査を受けて病気の早期発見、治療に努め自分自身の健康を守りましょう。

今年から

大腸がん検診が新設されました

大腸がんは、近年増え続けています。早期発見、早期治療のためにも積極的に検診を受けましょう。今年度より基本健康診査時に、大腸がん検

ごぞんじですか

宅配サービス

図書館では、健康上の理由で図書館を利用したくてもできない方のために、宅配をしております。登録をされますと図書、カセットテープを一回に10冊・10巻まで、4週間借りることが出来ます。
ご希望の方はお問い合わせください。
連絡先 中央図書館(☎52-3111)へ。

図書寄贈のお礼

平成2年度中に、次の方々から貴重な図書等を寄贈していただきました。

- 飯田昌弘 笹本省二 川井源泰
- 塚野正継 中島和之 杉田正雄
- 石井真 福生市商工会婦人部
- 福生市商工会青年部 結城教子

熊川体育館前期スポーツ教室

- ☆③～⑥の教室については、参加費を添えて、直接熊川体育館に申し込んでください。
- ☆小学生の教室については、保護者の承諾が必要です。
- ☆各教室とも、場所は熊川体育館です。なお参加される方は、運動着と室内用運動靴を用意してください。
- ☆申込み・問合せ 熊川体育館(☎52-1980)へ。

事業名	対象	曜日	時間	期間	回	参加費
1 エンジョイ・スポーツ教室 *体づくりコース	市民(高校生以上)	木	19:30～21:30	5/9～7/11	10	
2 エンジョイ・スポーツ教室 *軽体操コース	市民	木	10:00～12:00	5/9～7/11	10	
3 バドミントン教室 <午前コース>	初心者 初級者	金	10:00～12:00	5/10～7/12	10	1,000円
4 バドミントン教室 <夜間コース>	"	金	19:30～21:30	5/10～7/12	10	1,000円
5 インディアカ教室 <月曜コース>	"	月	19:30～21:30	5/13～7/15	10	300円
6 インディアカ教室 <土曜コース>	"	土	10:00～12:00	5/11～7/13	10	300円
7 卓球教室 <月曜コース>	"	月	19:30～21:30	5/13～7/15	10	
8 卓球教室 <水曜コース>	"	水	10:00～12:00	5/8～7/10	10	
9 小学生エンジョイ体操教室	小学校 1～4年生	土	13:30～14:30	5/11～7/13	10	
10 幼児体操教室	3歳～6歳	土	15:00～16:00	5/11～7/13	10	
11 小学生バスケットボール教室	小学校 4～6年生	水	15:00～16:30	5/8～7/10	10	
12 身障者スポーツ教室	身障者	第1・3水	19:30～21:30	4/3～8/21	10	

市の業務は第2・第4土曜日がお休みです

4月27日(土)・5月11日(土)・25日(土)

田園会館 つくろう会あそぼう会

① 大きなこいのぼり
をつくろう

今年もこどもの日に向けて、子どもたちの手形を押した大きなこいのぼりを作ります。どうぞ、みんなも手形を押しに来てください。

日時 4月19日(金)・20日(土) 午前10時30分～11時30分 午後2時30分～4時30分
場所 田園会館
対象 幼児・小学生(幼児は保護者同伴)



申込み 当日直接会場へ。
② プラネタリウムに
いこう

日時 5月11日(土) 午後1時15分 浜駅集合
場所 羽村町中央児童館
対象 小学生
費用 140円(交通費)
定員 先着25人
申込み 4月22日(月)から田園会館(☎52-3133)へ。

空高くおよいでいるこいのぼりの様に元氣よく広場を走り、ゲームを楽しもう。
日時 5月5日(祝) 午前10時30分～午後零時30分
※雨天中止
場所 多摩川中央公園(でっかい広場)
対象 幼児・小学生(幼児は保護者同伴)
内容 風船わり、マッシュマロ食い競争、つなひき、クツひろい、あめ玉さがし等
申込み 田園会館(☎52-3133)へ。当日の受け付けもできます。

③ おもちゃクラブ
身近な材料でいろいろなおもちゃを作ろう。
期間 5月2日(木)～平成4年3月12日(木) 原則として毎週木曜日 全36回
時間 午後3時30分～5時
場所 田園会館
対象 小学1年生～3年生
定員 先着20人

田園会館の クラブ活動をしよう

① おもちゃクラブ
身近な材料でいろいろなおもちゃを作ろう。
期間 5月2日(木)～平成4年3月12日(木) 原則として毎週木曜日 全36回
時間 午後3時30分～5時
場所 田園会館
対象 小学1年生～3年生
定員 先着20人

② 工作クラブ
いろいろな材料や道具を使って工作をしよう。
期間 5月10日(金)～平成4年3月13日(金) 原則として毎週金曜日 全36回
時間 午後3時30分～5時
場所 田園会館
対象 小学4年生～6年生
定員 先着10人

③ スポーツクラブ
遊びの中からスポーツをみつけよう。
期間 5月10日(金)～平成4年3月13日(金) 原則として毎週金曜日 全36回
時間 午後3時30分～5時
場所 田園会館、多摩川中央公園、その他
対象 小学生
定員 先着20人

④ あそびじゅく
仲間と一緒にいろいろな楽し

※ 当日、お手伝いしてくださる実行委員を募集します。なお、車でのご来場はご遠慮ください。

松林ホームシアター
アラジンと
ふしぎなランプ
アラジンが魔法使いにだまされたり、ゆびわの精の助けをかりたりしながら、魔法のランプをめぐる活躍するアラビアンナイトの話を、アニメーションにした映画です。
日時 4月27日(土) 午後3時～4時
場所 松林会館(入場無料) 問合せ 松林会館(☎52-3136)へ。

第58回子ども映画館
グリックの冒険
都会に住むシマリスのグリックは、仲間の住む北の森への旅立ちを決意し、自分の巣を飛び出した。途中で出会ったドブネズミのガンバに自由に生きることを素晴らしさや厳しさを教えられ、かわいいノンノンと希望に向かって旅を続ける。
日時 4月20日(土) 午後2時30分～4時
場所 田園会館
※入場無料
問合せ 田園会館(☎52-3133)へ。

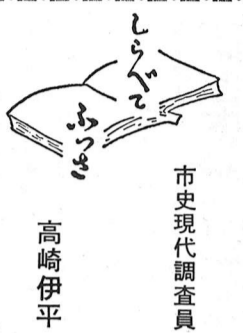
5月の無料相談
法律相談 5月8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)
午前10時～午後3時(1人30分)
予約制先着8人。相談日の6日前から電話で受け付けます。
⑤1-1511内線2118
人権の上相談・行政相談 5月1日(水)
午後1時～4時
交通事故相談 5月16日(木) 午後1時～4時
消費相談 5月17日(金) 午後1時～4時
消費者相談 5月13日(月) 午前10時～午後3時
予約制
⑤1-1511内線276
パートタイム相談 毎週火曜日 午後1時～4時
登記相談 5月2日(木) 午後1時～4時
少年相談 5月10日(金) 24日(金) 午前9時～午後5時
予約制、当日午後4時までに市民相談室(☎51-1511内線217)へ。相談日以外に警視庁立川少年センター(☎22-6938)へ。

あなたも囲碁を
覚えてみませんか
囲碁サークル会員募集
囲碁サークルでは、初心者の方の申し込みを受け付けています。
あなたも碁が打てるようわかりやすく指導しますのでご参加ください。
日時 月・火曜日、祝日、第2・第4土曜日を除く毎日、午前10時～午後2時30分
場所 福祉会館地下一階和室
対象者 市内にお住まいの60歳以上の方
参加費 無料

申込み 直接活動日、時間におこしください。
問合せ 福生市社会福祉協議会事務局「福祉会館内」(☎52-2121)へ。

※ いずれの相談も、市役所1階市民相談室です。
年金相談 毎日午前8時30分～午後5時(第2・第4土曜日、土曜日の午後、日曜日、祝日を除く)
場所 保険年金課年金係窓口 心配ごと相談 毎週水曜日 午後1時～4時
場所 福祉会館
心身障害者相談 5月15日(水) 午後1時～4時
場所 福祉会館
母子・寡婦相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
場所 福祉事務所
児童相談 毎週水曜日 午前9時～正午
場所 福祉事務所
教育相談 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時
土曜日 午前9時～正午(第2・第4土曜日を除く)
場所 市民体育館相談室
⑤2-5512・3
直通☎51-7700
緑の相談 5月9日(木) 午後2時～4時
場所 市民相談室
※電話でも受け付けます。
⑤1-1511内線217
市民相談 毎日午前8時30分～午後5時(第2・第4土曜日、土曜日の午後、日曜日、祝日を除く)
場所 市民相談係
⑤1-1511内線218

加美上水橋 の由来



多摩川の玉石は、名石の一つに数えられ、明治期から砂利、砂と共に採取されてきました。昭和初年には、朝の暗いうちから、トロッコに玉石を積む音が、夜明けを告げるかのように響きました。
大正九年四月には、玉石や砂利、砂が明治神宮造営に使われ、その運搬のため、村尾春吉氏が福生駅砂利置場から、第一小学校裏長沢を通り村尾氏砂利置場までトロッコ線を敷いたといわれます。



多摩御陵の造営、村山・山口貯水池や奥多摩湖の築造にもこの玉石や砂利、砂が使われたといわれています。
このために、昭和二年二月、福生駅から、多摩川の羽村境砕石の鉄橋は、通称「ガード」と呼ばれていました。
電気機関車は、毎日午前10時頃と午後3時頃、貨車を引いてこのガードを通りました。周囲の木々は機関車を包み、写生する学童や、夏の夜には、ホタル取りの親子連れの姿が見られました。
冬の朝、暗いうちに採石所へ行く人のカンテラの灯。多摩川へ遊びに行く子どもたちも枕木を渡りました。砂利線の鉄橋は、人々の心を深く、自然と人と橋との調和の中で年月を過ごしてきました。
昭和三十四年秋と見えますが、砂利線が廃止された。その後は仮橋となり、その面影をとどめていました。
平成三年春、加美上水公園、古堀跡、かに坂公園、市営競技場などと人々を結び橋「加美上水橋」として新しく誕生しました。

多摩川の名石「玉石」
多摩川の玉石は、名石の一つに数えられ、明治期から砂利、砂と共に採取されてきました。昭和初年には、朝の暗いうちから、トロッコに玉石を積む音が、夜明けを告げるかのように響きました。
大正九年四月には、玉石や砂利、砂が明治神宮造営に使われ、その運搬のため、村尾春吉氏が福生駅砂利置場から、第一小学校裏長沢を通り村尾氏砂利置場までトロッコ線を敷いたといわれます。

砂利線の鉄橋(通称ガード)
玉川上水に架けられた砂利線

市史現代調査員
高崎伊平

福生市史編さん室 ⑤

5月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

■内科・小児科(昼間)診療所

▽開設日 毎休日

▽開設場所 健康センター

☎52-0099

▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

■内科・小児科(準夜)診療所

▽開設日および開設場所

・5月3日(祝)福生クリニック
所在 福生市 ☎51-2312

・5月4日(休)石畑診療所
所在 瑞穂町 ☎57-0072

・5月5日(祝)山口外科医院
所在 福生市 ☎53-1177

・5月6日(振)羽村町平日夜間
急患センター

所在 羽村町 ☎55-9999
・5月12日(日)長岡診療所
所在 瑞穂町 ☎57-2637

・5月19日(日)高沢病院
所在 瑞穂町 ☎56-2311

・5月26日(日)大嶽医院
所在 瑞穂町 ☎57-0162

▽診療時間 午後5時～10時

■歯科休日診療所

▽開設日および開設場所

・5月3日(祝)佐久間歯科医院
所在 福生市 ☎53-2525

・5月4日(休)エビナ歯科
所在 福生市 ☎51-8241

・5月5日(祝)梅田歯科医院
所在 福生市 ☎53-5161

・5月6日(振)山口歯科クリニック
所在 福生市 ☎53-8182

・5月12日(日)ムライ歯科医院
所在 福生市 ☎53-8819

・5月19日(日)三沢歯科医院
所在 秋川市 ☎58-7011

・5月26日(日)葉山歯科医院
所在 秋川市 ☎59-5575

▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時
※医療機関が変更する場合もありますので、受診の際はご確認ください。

胃がん検診

日時 6月4日・11日・18日の
火曜日 午前9時～10時

場所 福生保健所

対象者 市内在住の35歳以上の
方

申込み 5月1日(水)から24
日(金)までに健康センター
(☎51-1511内線365・366)へ。

なお、次のような方は受診できません。

①胃を手術した方

②現在、胃または十二指腸を治療中または経過観察中の方

③胃の検査、受診後1年を経過しない方

④妊娠中の方(疑いを含む)

健康食教室

▽日時・場所 5月13日(月)
午前10時～正午(健康センター)

5月15日(水) 午後1時30分～
3時30分(市民会館)

▽テーマ 肥満予防(シェイプ
アップに挑戦しませんか)

▽対象者 市内在住で、両日とも
参加できる方

▽定員 20人

▽講師 保健婦及び栄養士

▽持参するもの 筆記用具

▽申込み・問合せ 4月25日
(木)から健康センター(☎51-
1511内線365・366)へ。

健康相談

①日時 5月2日・9日・16日
・23日・30日 毎週木曜日

午前9時30分～11時

場所 市役所1階ロビー
相談者 保健婦及び栄養士

福生市医師会たよりの

白内障とは目の中の水晶体という部分がにごって目が見えにくくなる病気です。髪の毛が白くなるのと同じようなものです。老化現象のひとつですが、原因はよく分かっていません。40歳をすぎると、たいていの人は水晶体のはじっこにごってきます。ただし、にごりのため目が見えにくくなる年齢は人によってちがいます。早い人で50歳くらいからです。糖尿病のある人や栄養の悪い人、紫外線のあるところで生活している人は、にごりの進むスピードが早いといわれます。

老人性白内障は

目の老化

もほんやりとしか見えなくなり、人が年をとるのを防ぐことはできません。白内障は、いわば目の老化ですから完全に予防することはできません。しかし、適度な運動をし、睡眠を十分にとり、食べ物に気をつけて、老化を防ぐように心がけること。

のうちは症状がほとんどないのが気がつきません。水晶体のごりが少しひどくなると、目がかすんだり、目の前がチラチラしたりします。にごりが真ん中まで進むと、物がはっきり見えなくなったり、物が二重三重に見えたり、光がまぶしくなったりします。さらに進むと人の顔

何か病気があれば、その治療もきちんとしてください。体と心をいつも若々しく保つことが大切です。

白内障を治す特効薬はありません。ある程度ならクスリで白内障が進むのをおさえられるのです。点眼薬、内服薬、漢方薬などが使われています。クスリ

手術は局所麻酔で行いますから、痛みはありません。手術用顕微鏡の下で行い、髪の毛よりも細かい糸で縫います。手術の時間は30分くらいで終わります。白内障の手術をうける人は他に病気をもっている年配の人が多く、入院して手術をうけたほうがよいでしょう。

②日時 5月17日(金) 午前9時30分～11時
場所 健康センター
相談者 保健婦及び栄養士

③日時 5月20日(月) 午後1時30分～3時
場所 市役所1階ロビー及び相談室

相談者 医師、保健婦及び栄養士

※特に5月20日(月)は、福生市医師会の医師が医療等の専門的な相談を受けますので、ぜひおでかけください。

④日時 5月23日(木) 午後1時30分～3時
場所 中央図書館

相談者 保健婦及び栄養士

※いずれも直接、開設場所においでください。

育児学級

生後4、5か月のお子さんをもちの母さん。子育ての喜び、悩みなどを話し合いませんか。

◇第1日目「育児教室」
日時 5月1日(水) 午前10時～正午

場所 健康センター

内容 ①子育ての話と座談会
②家族計画について

講師 保健婦及び助産婦
◇第2日目「離乳食教室」
日時 5月8日(水) 午前10時～11時30分

場所 健康センター

内容 ①離乳食の作り方
②試食

講師 保健婦及び栄養士

※申し込みは不要です。直接、開設場所においでください。

今月の予防接種は、三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)とポリオ生ワクチン(急性灰白髄炎)、日本脳炎です。

予防接種を受けるお子さんの問診票には、必要事項を記入して、必ず印鑑を押して母子健康手帳と一緒に当日ご持参ください。

なお、予防接種を受けるお子さんは、前日早めに寝かせて十分な睡眠をとらせてください。

※問診票は、ボールペン等で記入し、鉛筆で記入のものや印鑑を押してないものは受け付けることができませんので、ご注意ください。

5月の予防接種

受付時間 午後1時20分～2時20分
場所 健康センター



月日	曜日	接種区分	対象者	備考
5月8日	水	三種混合	昭和63年10月1日～12月31日生まれ	2歳から4歳の子が対象で1期は3～8週間の間隔で3回受ける。
5月9日	木	(1期の2回目)	昭和64年1月1日～平成64年3月31日生まれ	3回受ける。
5月13日	月	ポリオ生ワクチン	1回・2回未了者	2回式です。春・秋に1回ずつ受けて完結させてください。
5月20日	月		昭和61年5月1日～7月31日生まれ	
5月21日	火	日本脳炎	昭和61年8月1日～10月31日生まれ	対象者は、4歳以上で1・2週間隔で2回接種します。翌年1回受けて完了します。
5月23日	木	(1回目)	昭和61年11月1日～昭和62年1月31日生まれ	
5月24日	金		昭和62年2月1日～4月30日生まれ	

予防接種について不明な点は健康センター(☎51-1511内線365・366)へお問い合わせください。

5月の母子衛生行事



3か月児健診 5月21日(火)

該当児 平成3年1月生まれのお子さん

6か月児健診 5月14日(火)

該当児 平成2年11月生まれのお子さん

9か月児健診 5月10日(金)

該当児 平成2年8月生まれ

1歳6か月児健診 5月22日(水)

該当児 平成元年10月生まれのお子さん

3歳児健診 5月7日(火)

該当児 昭和63年4月生まれのお子さん

受付場所・時間 30分

▽3か月児と3歳児

・福生保健所

・午後1時～2時

▽6・9か月児

・健康センター

・午後1時30分～2時30分

▽1歳6か月児

・健康センター

・午後1時～1時35分

※各健診とも母子健康手帳をお忘れなく。6・9か月児健診は、受診券も必要です。

保育・栄養相談 5月15日(水)

・受付 午前9時30分～10時

30分

・場所 健康センター

・内容 保育全般と母体保護

問合せ 福生保健所(☎51-0811)

か健康センター(☎51-1511内線365・366)へ。